

条例参考例

(後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例)

(条例名) (条例番号) の一部を次のように改正する

附則第4条の次に次の条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

第A条 新型コロナウイルス感染症の影響により第二十三条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は連帯納付義務者については、同条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和二年度分の保険料であって、令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。